

●消費生活相談事例●



スマホを紛失したら

友達がスマートフォンを紛失してしまいました。どのように対処すればよいでしょうか。(岡山市：女性)

消費者へのアドバイス

多くの機能が搭載されたスマートフォンは便利なものですが、万一紛失したときには様々なトラブルが予想されます。

悪意を持った第三者に紛失したスマホを使われた場合、電子マネーを勝手に使われたり、登録しているクレジットカードで買い物されたりすることによる金銭的な被害のほか、なりすましでSNS(ソーシャルネットワークサービス)を利用されたり、振り込め詐欺などの犯罪に利用されるおそれもあります。また、新しい機種スマートフォンなどは高値で取引されているため、売却されてしまうこともあります。

紛失や盗難にあった場合に備えて、日頃から暗証番号等で端末の利用をロックしておきましょう。電子マネーアプリのロック機能を確認し、設定を有

効にしておくことも重要です。紛失したときの連絡先として、携帯電話会社や、利用している電子マネーやクレジットカード会社などの電話番号を確認し、メモしておきましょう。

スマホを紛失したら、まず、紛失した可能性のある場所に問い合わせて、スマホを探しましょう。次に、携帯電話会社へ連絡して、紛失時に利用できるサービス(位置情報検索サービス、本体の遠隔ロック、電話回線の停止など)についてしっかり確認しましょう。その後、すぐにクレジットカード会社等に連絡し、利用を停止しましょう。警察への紛失届の提出も忘れずにしておきましょう。

困ったときは、消費者ホットライン☎188にご相談ください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

「アポ電」かも… 知らない番号からの電話に出るのは危険

事例1 テレビの制作会社を名乗る人から電話があり、「所得は500万円より上ですか」などと聞かれたが、「答えられない」と言って電話を切った。(70歳代 女性)

事例2 消防署の職員を名乗る人の電話で、「一人暮らしか」と聞かれ、「はい」と答えてしまった。「災害時にすぐに救助できるように確認している」と言われたが不審だ。(女性)



- 実在する機関や企業、家族をかたり、家族構成や資産状況等を聞き出そうとする「アポ電」と思われる電話に関する相談が寄せられています。
- 着信番号通知や録音機能を活用し、誰からの電話が分かった上で電話に出るなどしてトラブルを避けましょう。
- 心当たりのない着信に出してしまった場合も、「〇〇です」と自分の名前を名乗らないことが大切です。家族構成や資産状況を聞かれたら、会話を続けず、すぐに電話を切ってください。
- 特に高齢者等に対しては、家族はもちろん地域でも、身近な人を見守り、様子の変化などに気をつけましょう。
- 不審な電話があったら、すぐに警察や消費生活センター等にご相談ください。

独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報第333号」より

センターからの

2019

5・6月号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2019.5月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 岡山県消費生活センターは来年設立50周年を迎えます
- 消費生活講座
- 5月は消費者月間
- 第3次岡山県消費生活基本計画
- 周りに嘘をついてギャンブル等をしていませんか!?
- 多重債務無料法律相談会
- 消費生活相談事例「スマホを紛失したら」
- 「アポ電」かも…知らない番号からの電話に出るのは危険

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… 086 (226) 0999 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… 0868 (23) 1247 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:30

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:086 (227) 3715

e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

岡山県消費生活センターは来年設立50周年を迎えます

消費者月間に消費生活センター設立50周年プレ記念行事として、地元津山市出身で国際的に活躍の堀江正彦先生を講師に迎え、SDGs(持続可能な開発目標)について学ぶ講座を開催します。

私たちは消費者として、自らの行動が社会経済及び地球環境に影響を及ぼすことを自覚しなければいけません。公正で持続可能な社会を構築するためには、限りある資源が必要とする人に必要とする量を、正しい手続きで行き渡すことが大切です。



●第1回消費生活講座【消費生活センター設立50周年プレ記念行事】

5月16日(木) 13:30～15:00
きらめきプラザ4階401会議室

●白熱教室@岡山県消費生活センター

～持続可能な開発目標 SDGs と暮らし～ 講師：明治大学学長特任補佐 元地球環境問題担当特命全権大使 堀江正彦 先生

●第2回消費生活講座

8月23日(金) 13:30～15:00
きらめきプラザ4階401会議室

●「私は大丈夫!」の危険

～消費者被害に遭う心理的要因～ 講師：広島大学大学院 総合科学研究科 准教授 有賀敦紀 先生

受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は100名です。会場には公共交通機関をご利用ください。

5月は消費者月間

『ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない2019～』

「消費者被害撲滅キャンペーン」を実施します

毎年5月は「消費者月間」です。今年は「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない2019～」を統一テーマに、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現に向けて、全国一斉に各種事業に取り組み、県内でも講演会や消費生活講座などの各種イベントが開催されます。

5月19日(日)には「消費者被害撲滅サクスマッチ」として、シティライトスタジアムで開催されるファジアーノ岡山の公式戦で、選手や県内消費者団体のみなさんの協力による啓発イベントを開催しますので、ご家族そろってお越しください。

豊かな消費社会の実現のためには、わたしたち一人ひとりが自ら考え行動する自立した消費者になることが大切です。イベントに参加して、消費者問題を考えるきっかけにしてみませんか？

消費者被害にあわないためには、知識、情報を持った賢い消費者になること、また、消費生活窓口で早めに相談することが大切です。

困ったときには、ひとりで悩まず、「消費者ホットライン」局番なしの**188 (イヤヤ!)**にご相談ください。



©岡山県「ももっち」

第3次岡山県消費生活基本計画を変更しました

県では、平成28(2016)年3月に策定した「第3次岡山県消費生活基本計画」(平成28(2016)年度～平成32(2020)年度)に基づき、消費者が主役となる社会を目指して施策を推進しています。

このたび、消費生活を取り巻く環境の変化や民法の成年年齢の引下げなどの新たな課題に対応するため、国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成30年3月変更)等を踏まえ、同計画を「岡山県消費者教育推進計画」と統合し、消費者施策を一層総合的・効果的に推進することとしました。

基本目標

「消費者教育の推進」を独立した「基本目標」としました。

- 基本目標Ⅰ 安全・安心な商品・サービスの確保
- 基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の確保
- 基本目標Ⅲ 消費者教育の推進
- 基本目標Ⅳ 消費者の主体的な活動への支援
- 基本目標Ⅴ 消費者被害の防止・救済

計画期間中の重点施策

- 施策1 消費者教育の推進
 - (1) 若年者への消費者教育の推進
 - (2) 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
 - (3) 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進
- 施策2 地域における消費者問題解決力の強化
- 施策3 悪質な事業者の監視・指導・取締の強化



周りに嘘をついてギャンブル等をしていませんか!?

ーギャンブル等依存症はご本人や周囲の方に深刻な影響を及ぼしますー

ギャンブル等をしてみようと思っている人やギャンブル等をしている人が気を付けるべきポイント

- Ⅰ. 法令で定められた年齢に達していない人がギャンブル等をする事は認められていません。
- Ⅱ. 仕事があまくいかないストレス、ビギナーズラックなど、誰にでもあるようなちょっとしたきっかけで、ギャンブル等依存症になってしまう可能性があります。
- Ⅲ. ギャンブル等依存症になってしまうと、借金をするのは問題だと分かっていてもやめられなくなってしまいます。



周囲の方が気を付けるべきポイント

- Ⅰ. 借金の肩代わりは禁物です。ご本人が立ち直るきっかけを奪ってしまいます。
- Ⅱ. ご本人の状況に振り回され、周囲の方も不健康な思考に陥ることのないようにしましょう。

心配ごとがある場合の相談先

★精神保健の相談機関

- 岡山県精神保健福祉センター (岡山市以外の方が対象)
086-201-0850 (平日9～17時)
- 岡山市こころの健康センター (岡山市の方が対象)
086-803-1274 (相談専用電話) (平日9～12時、13～16時)

★借金の問題の相談機関

- 消費者ホットライン 188 (局番なしの3桁)
- 岡山弁護士会 (平日9～17時。祝日を除く。) 086-234-5888 (面談相談の予約電話)
- 岡山県司法書士会 (平日17～19時。祝日を除く。)
岡山 086-224-2334 (電話相談) 倉敷 086-435-3533 (電話相談)
津山 090-9730-2333 (電話相談) 086-224-2334 (面談相談の予約電話)
- 法テラス岡山 (平日9～12時、13～17時。土日祝日を除く。) 050-3383-5491 (面談相談の予約電話)

★自助グループの連絡先

- NPO法人 全国ギャンブル依存症家族の会《ご家族向け》 090-1404-3327



多重債務無料法律相談会

借金問題は必ず解決できます!

一人でも悩まず、勇気を出して相談してください。
頼りになる弁護士・司法書士が無料で法律相談を行います!!

(予約不要、秘密は守られます。)

開催日	受付時間	会場	問い合わせ先
令和元年 5月26日(日)			岡山県くらし安全安心課 直通電話 086-226-7346 平日の8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)
令和元年 9月28日(土)	10:00～15:45 (12:00～13:00を除く)	岡山県消費生活センター 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ5階	
令和元年12月14日(土)			
令和2年 3月15日(日)			

※多重債務の相談は、弁護士会等の専門機関のほか、県消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口でも受けています。事情をお聴きして法律の専門家に橋渡しをいたしますので、都合で上記の相談会に来られない方も、県や市の相談窓口までお問い合わせください。